

2025 年度 安全衛生管理計画

基本方針

安全は中心となる価値と捉え、事業場で働くすべての人の生命と健康を守り、安全で快適な職場環境を実現することを基本とし、無事故無災害を達成する。

目 標

1. 無事故無災害（休業災害ゼロ）。
2. 交通災害ゼロ（通勤災害を含む）。
3. 健康障害防止の啓発及びメンタルヘルスケアに努める。

安全衛生管理体制

安全衛生委員会委員長（総括安全衛生管理者）	代表取締役社長	八 卷	恵 一
安全衛生委員会副委員長	取締役副社長	山 崎	誠一郎
	専務取締役	橋 本	芳 金
産 業 医	ミツパチいたみと眠りのクリニック 院長	佐 藤	欣 也
安 全 管 理 者	安全管理部長	石 井	正 浩
衛 生 管 理 者	安全管理課長	武 藤	庸 介
工事担当責任者	常務執行役員 土木本部長	青 柳	勝 彦
	常務執行役員 建築本部長	白 井	司
安全衛生委員	※安全衛生委員会機構図による		

安全衛生管理体制の確立

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 2025年度安全衛生管理計画書の作成と周知													
・安全衛生管理体制表の作成と職務の確認	年1回	○											
・緊急連絡体制の確立と迅速な報告、適切な対応の実施	適時	←—————→											
・安全衛生委員会の毎月1回の定期開催	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・安全衛生推進協議会役員会の定期開催	年3回		○	○			○						
・安全衛生推進協議会総会の定期開催	年1回			○									

安全パトロールの実施（リスクの排除）

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 安全パトロールの実施によりリスクの低減を図る													
・社長及び役員パトロールの実施	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・安全衛生推進協議会 土木部会・建築部会によるパトロールの実施	各年3回			○			○			○			
・安全衛生推進協議会役員によるパトロールの実施	年2回				○			○					
・土木本部・建築本部によるパトロールの実施	各部月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・安全管理部パトロールの実施	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・女性社員パトロールの実施(○)・シャッフルパトロールの実施(●)	各年2回		○			●			○		●		

交通労働災害の防止

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 交通労働災害(通勤災害含む)の防止活動の実施	適時	←-----→											
・法定速度の遵守と十分な車間距離を確保した安全運転に努め、交通事故・違反防止を図る	適時	←-----→											
・通勤時のハザードマップを作成するとともに、通勤経路に変更があれば更新し危険箇所を把握する	適時	←-----→											
・飲酒運転防止活動として、出勤・退社時の酒気帯びの有無の確認と記録を保存する	適時	←-----→											

健康障害防止の啓発

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 健康障害防止の啓発	適時	←-----→											
・休日出勤と休日日数の管理をし、年間休日116日、指定有休5日を確保する	適時	←-----→											
・時間外・休日労働を短縮する為の課題及び業務削減に取り組む	適時	←-----→											
・時間外・休日労働を月45時間以内への抑制と長時間労働者への面接にて、健康リスク低減を図る	適時	←-----→											
・時間外・休日労働が所定の時間を越えた場合、医師の面談指導を受診させるよう推進する	適時	←-----→											

心と体の健康管理の推進

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 社員及び配偶者の健康管理の支援	適時	←-----→											
・社員の人間ドック、一般・特殊健康診断、特定保健指導を実施する。また、配偶者人間ドックや家族へのインフルエンザワクチン及びコロナウイルスワクチン予防接種を勧奨する	適時	←-----→											
・ストレスチェックを実施し社員のメンタルヘルスの状況を把握する(1回/年)	年1回							○					
・医療機関と連携しメンタルヘルスクアを実施する	適時	←-----→											

凡例：○印が実施月、★印が最重要実施月、☆印が重点実施月、←-----→が実施該当期間

作業所における安全衛生活動の充実

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 墜落・転落災害防止活動の実施	重点月			★	★			★			★		
・アルミ製可搬式作業台を使用する際は、使用する作業場所を事前に確認した上で適正使用を励行する 元請けは床スリール開口・突起物・障害物等がないよう環境整備を徹底する	適時	←-----→											
・高さ2m以上の作業場所の作業床の設置・手摺・中さん等の設置を徹底する	適時	←-----→											
・作業床が設置できない場合は、親綱支柱を適正な間隔で取付し、親綱(緊張器を使用)を張り、墜落制止用器具を適正に使用させる等の措置を徹底する	適時	←-----→											
・屋根・開口部・脚立・アルミ製可搬式作業台・梯子からの墜落防止措置を徹底する	適時	←-----→											
・法面(斜面)からの墜落・転落防止措置を徹底する	適時	←-----→											
・建物外部に設置する足場は、設置可能な幅が1m以上ある場合は一側足場ではなく、原則として本足場の使用を徹底する(幅が1m未満でも可能な限り本足場を使用する)	適時	←-----→											
・足場の組立・変更・解体や作業前、大雨・強風・地震後の点検は点検者を指名し、氏名を含め点検内容を記録・保存する	適時	←-----→											
□ 建設機械・クレーン等の災害防止活動の実施	重点月		★		★			★		★			
・建設機械・クレーン等による作業を行う際は、作業する地形や地質等の作業環境、埋設物や架空線等の既設物の調査結果が反映された作業計画・作業手順書の作成・実施を徹底する	適時	←-----→											
・重機と技能者の接触を防止する為、パーゲーの合図及び立ち入り禁止措置を徹底する	適時	←-----→											
・車両系建設機械・クレーン等の転倒又は転落災害防止対策を徹底する	適時	←-----→											
・運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者(技能者及び所属含む)に危険が生じる恐れがある箇所には立入禁止の措置を講ずる ただし、立ち入り禁止内に労働者を立ち入らせる場合は誘導員を配置し、運転者は誘導員の指示に従って操作する	適時	←-----→											
・車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛作業における、法定有資格者配置を徹底する	適時	←-----→											
・持込機械については、毎日の作業前点検を確実に実施する。また、受入時の際は月次・年次(特定自主)点検、性能検査が適正に実施されている事を確認する	適時	←-----→											
□ 崩壊・倒壊防止措置活動の実施	重点月	★	★							★			★
・足場等の組立ては、倒壊や部材落下防止のために、適正な作業方法・作業手順が反映された作業計画書を作成し、社内審査を受けてから実施する	適時	←-----→											
・倒壊防止のため、足場は2層目で控えを取り、その後3層目の組立に移行する (安全衛生基準:平成27年11月改訂)	適時	←-----→											
・深さ2m以上の地山掘削作業を行う際は、作業主任者を選任して直接指揮を執らせる	適時	←-----→											
・点検は、土止め支保工は週1回、足場は作業前や組立・変更・解体後、大雨・強風・地震等の後に実施する	適時	←-----→											
□ 転倒災害の防止活動の実施	重点月			★						★			★
・作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等がない通路を計画的に整備する	適時	←-----→											
・危険箇所の注意喚起表示やピンクリボン等による危険の「見える化」を推進する	適時	←-----→											
・4S(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底による床面の水漏れ・油汚れ等の他、台車等の障害物を撤去する	適時	←-----→											
・照度の確保、手すりや滑り止めを設置する	適時	←-----→											
・冬期における転倒災害防止対策として、気象情報の活用によるリスク低減措置の実施、防滑・耐滑安全靴や装着型スパイクの活用、通路・作業場所の凍結対策の実施を徹底する	適時	←-----→											
□ 飛来・落下災害防止活動の実施	重点月	★	★					★					
・高さ2m以上の足場において、材料等が落下する恐れのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の巾木、メッシュネット又は防網を設置する	適時	←-----→											
・吊り荷作業は、荷の重量・形状・重心に応じて適正に玉掛けするよう指導を徹底すると同時に、荷の状態によってはモック・吊上用カーゴ等の使用を検討し、確実な落下防止措置を徹底する その上で、吊り荷等が飛散する恐れがある範囲への立入禁止と「333運動」を徹底する 【介錯ロープは、3mの離隔が確保できる長さを使用】	適時	←-----→											
・材料、機材、工具等を上げ下ろしする際は吊り網・吊り袋の使用を徹底する	適時	←-----→											
・突風や強風による資材等の飛散防止対策の為、ロープ掛けやシート掛けを実施する	適時	←-----→											
・解体工事における飛来・落下や倒壊事故防止対策を徹底する	適時	←-----→											
□ 不安全行動による災害の防止活動の実施	重点月			★						★			★
・危険軽視行動を「黙認しない/見逃さない/妥協しない」お互い注意喚起できる職場風土づくりを推進する	適時	←-----→											
・「作業前現地KY活動」「ヒヤリハット運動」「ひと声かけあい運動」「指差呼称」等を積極的に実施する	適時	←-----→											
・「近道・省略行動」等を防止する為に安全設備の整備の充実を図る	適時	←-----→											
・「建設工事に従事する作業員に対する安全衛生教育」「新規入場時教育」「契約及び派遣社員に対する安全な現場監理業務を遂行する為の教育」等の安全衛生教育を実施する	適時	←-----→											

凡例 : ○印が実施月、★印が重点実施月、☆印が重点実施月、 ←-----→ が実施該当期間

作業所における安全衛生活動の充実

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 熱中症予防活動の実施(4月が熱中症対策準備期間)	重点月				★	★	★						
・「熱中症を予防しよう」ポスターに基づいて熱中症予防対策を実施する(暑さ指数の計測機器が正確に計測・表示しているか適時チェックする)	暑さ指数により適時	←————→											
・安全衛生基準に合わせて塩分、水分の補給と休憩を取得する		←————→											
・適切な場所にクールダウンスペースを確保し冷水器、塩飴等を常備する。また、アイスラリー等を摂取し、作業前に体の深部体温を下げるブレイキングを推進する		←————→											
・「新規入場時調査票」等により、熱中症リスクが高い基礎疾患(糖尿病等)を有する技能者の情報を把握すると共に、職長を通じて日常の健康管理を実施する	適時	←————→											
□ 電気による災害防止活動の実施 ※8月は、電気使用安全月間	重点月					★							
・計画時に地中電線や電気使用設備の状況を把握し、感電防止計画を策定。高圧架空電線など接触・接近の危険がある場合は、電力会社と事前協議を行う	適時	←————→											
・発電機の適正なアース設置、漏電遮断器の設置および定期点検を実施し、安全な電気設備を維持。異常があれば即時補修・交換を行い、適正に管理する	適時	←————→											
・低電圧作業主任者講習の計画・実施、および電気取扱者への特別教育や安全講習を実施し、リスク認識を向上させる	適時	←————→											
□ 粉じんによる健康障害防止活動の実施 ※9月は、粉じん障害防止総合対策推進強化月間	重点月						★						
・粉じん作業では、湿潤化やHEPAフィルター付き排気装置と掃除機の活用など、粉じん濃度(目標: 2mg/m ³ 以下)を維持・管理し、発じん防止対策を徹底する	適時	←————→											
・作業者に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、保守管理を徹底。じん肺健康診断や特殊健康診断を定期的に行い、異常所見者の健康管理を強化する	適時	←————→											
・粉じん作業時は法令を遵守した計画を作成し、必要な官公庁へ遅滞なく届出を行う。また、従事者に特別教育や健康管理教育を実施し、その履行を確認する	適時	←————→											
□ 化学物質による健康障害防止活動の実施 ※2月は、化学物質管理強調月間	重点月											★	
・SDSを活用し、化学物質の危険性・有害性を特定。リスク評価を行い、適切な低減措置を講じ、安全な作業手順に従事者へ周知徹底する	適時	←————→											
・作業場所の換気設備の設置、保護具の適切な管理、化学物質の適正保管を徹底し、作業環境の安全を維持する	適時	←————→											
・作業員へ化学物質の危険性を周知し、教育を実施。特殊健康診断を定期的に行い、健康状態の管理を徹底する	適時	←————→											
・定期パトロールと記録管理を行い、安全衛生管理計画の実施状況を確認。必要な改善を適宜実施する	適時	←————→											
□ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の実施	重点月										★	★	
・作業場所、加工場所、資材置き場を区画し、カラーコーン等を設置し明確にする	適時	←————→											
・道具や資材などを出入り口や作業通路に置かない	適時	←————→											
・作業スペースや安全な通路を確保すると共に清掃を励行する	適時	←————→											
・整理・整頓・清掃を繰り返し、清潔で快適な作業環境を維持する	適時	←————→											
□ 公衆災害の防止活動の実施	重点月	★					★						★
・工事作業所周辺は、第三者災害を防止する為に安全な設備を整備し維持管理する	適時	←————→											
・工事施工時における騒音、振動、粉じん、砂じんの発生を防止する	適時	←————→											
・埋設物及び架空線の破損事故防止の為、作業場所の事前調査と作業前のKY活動によりリスク管理を徹底する。なお、埋設物については、図面等は参考とし測定器で実測し位置と深さを確認する。架空線については、目印付きのガイド線や地面へのカラーズプレーによる表示の方法等で注意喚起をする	適時	←————→											
□ 交通労働災害(通勤災害含む)の防止活動の実施	重点月					★				★			
・法定速度の遵守、十分な車間距離の確保、過積載防止を徹底し、交通事故・違反防止を図る	適時	←————→											
・掘削残土搬出で現場と捨場間を運行するダンプトラックの運転手に対しては、送り出し、新規入場時教育と毎日のKY活動への参加及びハザードマップの周知を図り、運行経路での交通災害防止を図る	適時	←————→											
・飲酒運転防止活動として、出勤・退社時の酒気帯びの有無の確認と記録を保存する【掘削残土運搬時によるダンプトラック等の運行についても同様に実施】	適時	←————→											
□ 火災・爆発災害の防止活動の実施	重点月									★	★		
・火気使用の際は、火気使用願いの提出と火元責任者を定め、監視人の配置等による火気管理の徹底及び使用後の残火確認等の作業終了時点検を確実に実施する	適時	←————→											
・引火物、爆発物等の保管場所の指定、SDSを活用した危険物の表示、可燃物付近での火気使用を厳禁とする	適時	←————→											
・溶接・溶断作業を行う際は、火花・アークが飛散する範囲(階下を含む)から可燃物を撤去し、不燃シートで遮蔽すると同時に、消火器・監視人の配置等により火気管理を徹底する	適時	←————→											
・喫煙所、ストーブの使用場所、内燃機関を有する機械等の周囲には消火器を設置する	適時	←————→											

凡 例 : ○印が実施月、★印が最重要実施月、☆印が重点実施月、←————→ が実施該当期間

教 育 関 係

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 各種安全教育													
・新入社員安全教育(1回/年)	年1回	○											
・安全衛生に関する社員スキルアップ教育	随時	←											→
・統括安全衛生責任者選任時講習(1回/年)	年1回		○										
・契約及び派遣社員に対する雇入れ時教育(入社時)	適時	←											→
・契約及び派遣社員に対する安全な現場管理業務を遂行する為の教育(各自1回/年)	適時	←											→
・職長・安全衛生責任者教育 / 職長・安全衛生責任者 能力向上教育	随時	←											→
・交通違反・事故者再発防止教育(5/23、11/7)	年2回		○							○			

諸 行 事

実施項目	目標回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□ 社内行事(全社員)													
・安全祈願祭(4/1)	年1回	○											
・運転者会総会【交通安全教育】(5/23)	年1回		○										
・全国安全週間準備月間(6/1～6/30)、全国安全週間(7/1～7/7)	年1回			←	○								
・全国労働衛生週間準備月間(9/1～9/30)、全国労働衛生週間(10/1～10/7)	年1回						←	○					
・年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15)	年1回									←	→		
・年度末労働災害防止強調月間(3/1～3/31)	年1回												←
・福島県建設業ゼロ災害宣言運動(8/1～12/31)	年1回					←	→						
・全国交通安全運動(春・秋) / 交通事故防止県民総ぐるみ運動(夏・年末年始)	年4回	←			←		←				←		
・セーフティチャレンジ事業(7/1～12/31)	年1回				←	→							
・交通事故防止コンクール(7/1～9/30)	年1回				←	→							
□ 安全衛生推進協議会行事													
・安全衛生推進協議会 役員会(5/16、6/11、9/3)	年3回		○	○			○						
・安全衛生推進協議会 定期総会(6/4) / 安全衛生大会(7/2) / 事業主研修会(11/20)	各年1回			○	○				○				

凡 例 : ○印が実施月、★印が最重要実施月、☆印が重点実施月、 ← → が実施該当期間

月 別 重 点 事 項

4月	1	飛来・落下災害防止活動の実施	10月	1	建設機械・クレーン等の災害防止活動の実施
	2	崩壊・倒壊防止措置活動の実施		2	墜落・転落災害防止活動の実施
	3	公衆災害の防止活動の実施		3	飛来・落下災害防止活動の実施
5月	1	崩壊・倒壊防止措置活動の実施	11月	1	崩壊・倒壊防止措置活動の実施
	2	建設機械・クレーン等の災害防止活動の実施		2	転倒災害の防止活動の実施
	3	飛来・落下災害防止活動の実施		3	不安全行動による災害の防止活動の実施
6月	1	墜落・転落災害防止活動の実施	12月	1	火災・爆発災害の防止活動の実施
	2	転倒災害の防止活動の実施		2	建設機械・クレーン等の災害防止活動の実施
	3	不安全行動による災害の防止活動の実施		3	交通労働災害(通勤災害含む)の防止活動の実施
7月	1	墜落・転落災害防止活動の実施	1月	1	墜落・転落災害防止活動の実施
	2	熱中症予防活動の実施		2	火災・爆発災害の防止活動の実施
	3	建設機械・クレーン等の災害防止活動の実施		3	4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の実施
8月	1	熱中症予防活動の実施	2月	1	転倒災害の防止活動の実施
	2	電気による災害防止活動の実施		2	化学物質による健康障害防止活動の実施
	3	交通労働災害(通勤災害含む)の防止活動の実施		3	崩壊・倒壊防止措置活動の実施
9月	1	公衆災害の防止活動の実施	3月	1	公衆災害の防止活動の実施
	2	粉じんによる健康障害防止活動の実施		2	不安全行動による災害の防止活動の実施
	3	熱中症予防活動の実施		3	4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の実施